

COP21 (国連気候変動枠組み条約締約国会議) における合意内容について (概)

国連気候変動枠組み条約締約国は、平成 27 年 12 月に開催された COP 21 において、2020 (平成 32) 年以降の地球温暖化対策の国際枠組を定めた「パリ協定」を採択した。

この協定は、先進国だけに CO₂ 削減を義務づけた京都議定書に代わるもので、途上国を含む全ての国が CO₂ 削減に加わる。

1 パリ協定の「骨子」

- 1 世界全体の目標
 - ・ 気温上昇を 2 度よりかなり低く抑える。1.5 度未満に向けて努力
 - ・ 今世紀後半に温室効果ガスの排出と吸収を均衡させる
- 2 各国の削減目標
 - ・ 作成・報告、達成の国内対策を義務化
 - ・ 5 年ごとに更新、後退させない
- 3 途上国への支援
 - ・ 先進国に拠出を義務化
 - ・ 途上国に自主的な拠出を奨励
- 4 温暖化の影響への対策
 - ・ 被害の軽減策を削減策と並ぶ柱に
 - ・ 途上国で起きつつある被害の救済策に取り組む

2 主要国の削減目標

国名	基準年等	削減目標値	目標年
日本	2013 年比	総量 26%減	2030 年
米国	2005 年比	総量 26~28%減	2025 年
EU	2005 年比	総量少なくとも 40%減	2030 年
ロシア	1990 年比	総量 25~30%減	2030 年
インド	2005 年比	GDPあたりの排出量 33~35%減	2030 年
中国	2005 年比	GDPあたりの排出量 60~65%減	2030 年